




申請書の記載方法について

【様式 1 号】 物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書

業者コード	別紙「業者コード一覧」に掲載のある業者コード（数字4桁又は5桁）を記入してください。 「業者コード一覧」に載っていない業者様は、「新規」と記入してください。
所在区分	以下の区分をリストより選択してください。 市 内・・・朝霞市内に事業所がある場合 準市内・・・新座市、和光市、志木市に事業所がある場合 県 内・・・埼玉県内（市内及び準市内を除く）に事業所がある場合 県 外・・・埼玉県外に事業所がある場合 委任先の支店等がある場合には、委任先の所在地により選択してください。 ※事業所については次ページをご確認ください。
住所又は所在地 （申請者）	本社（本店）の住所又は所在地を記入してください。
登記上の住所	住所又は所在地が登記事項証明書と異なる場合のみ記入してください。
商号又は名称	登記事項証明書にある商号を記入してください。 個人事業者様は、名称を記入してください。
代表者職名及び氏名	代表者の職名及び氏名を記入してください。（フリガナは不要です。）
実印	実印を押してください。
使用印鑑	入札書や契約書など書類提出時に使用する印鑑を押印してください。 原則として商号及び役職等が記されている印鑑（例1）となりますが、法人の場合で個人名の印を使用する場合は、社印と併せて（例2）押印してください。 （例1）  （例2）  
住所又は所在地 （代理人）	<u>委任先がある場合のみ記入</u> 代理人の住所又は所在地を記入してください。
事業所名	<u>委任先がある場合のみ記入</u> 代理人の事業所名（支店名など）を記入してください。
職名及び氏名	<u>委任先がある場合のみ記入</u> 代理人の職名及び氏名を記入してください。（フリガナは不要です。）

【様式 3 号】 経歴書 ⇒別紙としてパンフレットなどの添付は不可です。

沿革	会社設立から現在までを、 <u>様式に収まる範囲</u> で記入してください。 （例）H30.4 会社設立 R4.5 本社を現在地に移転
納入（業務）実績	官公庁への納入（業務）実績を、 <u>様式に収まる範囲</u> で記入してください。

【様式 4 号】入札参加資格審査申請電算入力票

業者コード	前ページをご参照ください。
所在区分	
事業者区分	以下のリストより選択してください。 法人事業者・・・法人格を取得している場合 （組合を含む） 個人事業者・・・法人以外の場合
企業規模区分	中小企業基本法の規定により、大企業又は中小企業（個人を含む）いずれかを選択してください。 ※詳しくは次ページを参考にしてください。
営業年数	申請日現在の営業年数（月単位の端数切捨て）を記入してください。
法人番号	法人番号は、国税庁が平成27年10月以降に法人に登記上の所在地あてに送付した「法人番号指定通知書」に記載された13桁の番号です。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp ※個人事業者の方は、記載の必要はありません。
資本金	登記事項証明書にある「資本金の額」を千円単位で記入してください。
従業員数	申請日現在の従業員数（法人の役員、個人の事業主およびパート従業員を除く。）を記載してください。 ※従業員がいない場合は、「1人」としてください。

※「事業所」とは、今回の申請で登録を希望する事業所のことです。

なお、事業所の定義は次の要件を備えているものをいい、臨時的に設置される事務所スペース等は該当しないので、ご注意ください。

- 外部から来客を迎え入れ、請負契約の見積り、入札および契約締結等の実務的な業務を行っていること
- 固定電話、机、各種事務台帳等を備えていること
- 契約の締結等ができるスペースを有し、かつ、居住部分、他法人または他の個人事業主とは間仕切り等で明確に区別されているなど独立性が保たれていること
- 事務所としての使用権原を有していること
- 看板、標識等で外部から事業所であることがわかるように表示してあること
- 常勤している職員がいること

営業所の要件を満たしているか、場合によっては現地確認させていただく場合があります。

※企業規模区分について

中小企業とは、中小企業基本法に定義された企業のことです。大企業は、その法律の中小企業の基準を超えた企業のことです。

下の表を参考に大企業または中小企業を選択してください。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤その他の業種	3億円以下	300人以下

〈例〉

業種	資本金	従業員数	企業規模区分	理由
製造業	2億円 (満たしている)	200人 (満たしている)	中小企業	資本金と従業員数両方の基準を満たしている。
卸売業	3,000万円 (満たしている)	120人 (満たしていない)	中小企業	資本金の基準を満たしている。
サービス業	1億円 (満たしていない)	10人 (満たしている)	中小企業	従業員の基準を満たしている。
小売業	1億円 (満たしていない)	60人 (満たしていない)	大企業	資本金と従業員数両方の基準を満たしていない。